

特定非営利活動法人 樹 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 樹 という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を大阪市福島区野田二丁目9番6号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、「共存共栄・共笑共生」の理念を軸に、認知症の知識を広く社会に啓発すると共に、認知症の方やその家族への支援及び地域社会における人と人との繋がりを再構築する活動を行う事により、障がいがあっても、認知症になっても社会との繋がりが断ち切られることなく、その人らしく、人間らしい生活を育めるネットワークづくりを推進することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

特定非営利活動促進法第2条

別表1号 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

同2号 社会教育の推進を図る活動

同3号 まちづくりの推進を図る活動

同11号 子どもの健全育成を図る活動

同17号 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は前条の活動に係る次の事業を行う。

- (1) 認知症に関する知識を地域社会に啓発する事業。
- (2) 若年認知症患者に対する居場所提供事業。
- (3) 認知症高齢者に対する地域生活を支援するために行う通所・宿泊事業。
- (4) 高齢者福祉・障害者（児）福祉に関する事業の研究開発、管理運営、受託。
- (5) 地域福祉活動の推進及び人材の育成、並びに情報の発信に係る事業。
- (6) 介護保険法による居宅介護支援等の事業及び居宅サービス等の事業。
- (7) 介護保険法による地域密着型サービスの事業。
- (8) 介護保険法による大阪市訪問型サービス（第1号訪問事業）及び大阪市通所型サービス（第1号通所事業）の事業。
- (9) 介護保険法による地域密着型介護予防サービスの事業。
- (10) 地域支援事業における一般高齢者施策事業及び、特定高齢者施策事業の受託、研究及びその実施。
- (11) 第2種社会福祉事業における事業。
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業。
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業。
- (14) 青少年支援団体への参画と協働。
- (15) 国内外のグループとの交流。

(16) その他目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体。

(3) 特別会員

この法人に功労のあった者または学識経験者で、特別会員として理事会において推薦された個人または団体。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

理事長は正会員の申込については、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員・賛助会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない

(退会)

第9条 会員は、退会の届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき。団体にあっては解散したとき。

(2) 会員が正当な理由無く会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催促してもそれに応じず、理事会において退会と議決したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合に、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を著しく傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 3名以上15名以下

(2) 監事 1名以上2名以下

- 2 理事のうち、一人を理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。
- 4 理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が一名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することはできない。

(役員の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表しその業務を総括する。

- 2 理事は、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した理事の順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は次の業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 第1号、第2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(役員の欠員補充)

第15条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障の為職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第17条 役員のうち、常勤またはそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とすることができ、その他

の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(総会の構成)

第18条 総会は、この法人の最高意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権限)

第19条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 他の特定非営利活動法人との合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員の選任または解任、職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 定時総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び審査事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会においては、正会員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 総会の議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(総会における書面評決等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席正会員数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記する）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要とその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名捺印をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 事務局の組織及び運営

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集があったとき。

(3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事長は前項第2号及び3号の請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

らず、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

(理事会の議事)

第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事1人以上が、署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(収支予算及び事業計画と決算及び事業報告)

第33条 この法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

- 2 収支決算は事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

- 3 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において正会員数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更する事ができない。

(解散)

第36条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において正会員数の4分の3以上の決議を経て解散する。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第37条 この法人は、事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。
- 4 理事は、事務局長もしくは職員と兼任する事ができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第38条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は毎年度初めの3カ月以内に開催される定時総会までに、前年度における下記の書類を作成し、総会で承認されたそれらの書類をその翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に据え置かなければならない。
 - (1) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書
 - (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所または居所を記載した名簿）
 - (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
 - (4) 前事業年度において会員であった10人以上の者の氏名（団体にあつてはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書面

(閲覧)

第39条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があつたときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 雑 則

(公告)

第40条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行ふ。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行ふ。

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成22年6月30日までとする。
 - (1) 理事長 瀬川 雅和
 - (2) 理事 大串 寿子

- (3) 理事 和田 幸子
- (4) 監事 山王丸 由紀子

- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、成立の日から 平成22年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員 入会金 2000円 年会費 3000円
 - (2) 賛助会員 一 口 1000円
- 6 第40条ただし書きの規定は、法第28条の2第1項の規定の施行の日から施行する。

2025年度事業計画書

特定非営利活動法人 樹

I 事業期間

2025年4月1日～2026年3月31日

II 事業の実施方針

特定非営利活動に係る事業については、介護保険の指定事業者としての活動を中心に、認知症対応型通所介護事業及び訪問介護事業を行う。

子育て支援事業については、地域子育て支援拠点事業及び、一時預かり事業、こども誰でも通園制度を行う。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(5) 地域福祉活動の推進及び人材の育成、並びに情報の発信に係る事業。

1. (事業名) 野田地域交流拠点づくり事業「サロンななとこ庵」
(内 容) 地域住民がななとこ庵に集い、この拠点施設においてサロン事業等を行うことによって地域住民の地域生活支援におけるサポートネットワークを構築する。
(実施場所) 大阪府大阪市福島区野田二丁目9番6号
(実施日時) 日曜日を除く 9時から17時まで
(事業の対象者) 地域住民及び会員
(収 入) 80,000円(会費20,000円、入浴支援60,000円)
(支 出) 823,220円(通信運搬費5,500円、接待交際費80,000円、地代家賃600,000円、消耗品費70,000円、租税公課1,000円、支払手数料40,720円、諸会費13,000円、雑費13,000円)
2. (事業名) 地域子育てサロン「みつるサロン」(現在、休止中)
(内 容) サークルやスキルのあるママのための部屋貸し。
(実施場所) 大阪府大阪市北区大淀中五丁目2番8号
(実施日時) 月、火、水、金、土、第4週目のみ月～金曜日 12時から12時30分まで
(事業の対象者) 子育て中の親子

(7) 介護保険法による地域密着型サービスの事業。

1. (事業名) 介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業「ななとこ庵」
(内 容) 認知症高齢者が実施場所に通所してもらい、日常生活上の世話をを行い、家族の介護負担の軽減を図ると共に、他の事業者や地域住民とともに利用者及び家族の地域生活支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市福島区野田二丁目9番6号
(実施日時) 日曜日を除く 8時30分から17時30分まで(延長あり)
(事業の対象者) 介護保険給付対象者及び予防給付対象者
(収 入) 46,200,000円(介護報酬、利用者一部負担金、食費、自己負担金)
(支 出) 35,095,800円(人件費17,300,000円、法定福利費5,536,000円、福利厚生費60,000円、旅費交通費1,350,000円、通信費204,000円、接待交際費1,200,000円、賃借料1,

812,000円、地代家賃3,000,000円、保険料360,000円、水道光熱費720,000円、修繕費180,000円、車輛費600,000円、消耗品費600,000円、租税公課73,800円、支払手数料240,000円、諸会費60,000円、研修費120,000円、雑費120,000円、食材費1,440,000円、支払利息120,000円)

2. (事業名) 介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業「だいち庵」
(内 容) 認知症高齢者が実施場所に通所してもらい、日常生活上の世話をを行い、家族の介護負担の軽減を図ると共に、他の事業者や地域住民とともに利用者及び家族の地域生活支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市福島区鷺洲4丁目5番12号
(実施日時) 月曜日から金曜日 8時から18時まで(延長あり)
(事業の対象者) 介護保険給付対象者及び予防給付対象者
(収 入) 42,000,000円(介護報酬、利用者一部負担金、食費、自己負担金)
(支 出) 32,767,960円(人件費17,100,000円、法定福利費5,472,000円、福利厚生費55,000円、旅費交通費720,000円、通信費180,000円、接待交際費360,000円、賃借料1,560,000円、地代家賃2,211,960円、保険料600,000円、水道光熱費960,000円、修繕費120,000円、車輛費840,000円、消耗品費581,000円、広告宣伝費30,000円、支払手数料360,000円、諸会費60,000円、研修費120,000円、雑費118,000円、食材費1,200,000円、支払利息120,000円)
3. (事業名) 介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業「ひなき庵」
(内 容) 認知症高齢者が実施場所に通所してもらい、日常生活上の世話をを行い、家族の介護負担の軽減を図ると共に、他の事業者や地域住民とともに利用者及び家族の地域生活支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市西淀川区姫島5丁目16番17号ソルジュ1階
(実施日時) 月曜日から金曜日 8時から18時まで(延長あり)
(事業の対象者) 介護保険給付対象者及び予防給付対象者
(収 入) 39,900,000円(介護報酬、利用者一部負担金、食費、自己負担金)
(支 出) 30,964,900円(人件費14,700,000円、法定福利費4,704,000円、福利厚生費55,000円、旅費交通費720,000円、通信費180,000円、接待交際費360,000円、賃借料1,871,400円、地代家賃3,963,960円、保険料376,140円、水道光熱費840,000円、修繕費144,000円、車輛費600,000円、消耗品費300,000円、支払手数料420,000円、諸会費50,400円、研修費60,000円、雑費120,000円、食材費1,440,000円、支払利息60,000円)

(6) 介護保険法による居宅介護支援等の事業及び居宅サービス等の事業。

(8) 介護保険法による大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)及び大阪市通所型サービス(第1号通所事業)の事業。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業。

1. (事業名) 介護保険法に基づく訪問介護事業「ななとこ庵ヘルパーステーション」
 (内 容) 日常生活における支援を必要とする高齢者を対象とし、ご自宅へ訪問し生活支援及び身体介護を行い、介護負担の軽減を図ると共に、他の事業者や地域住民とともに利用者及び家族の地域生活支援を行う。
 (実施場所) 大阪府大阪市福島区野田二丁目9番6号
 (実施日時) 月から金曜日 9時から18時まで
 (事業の対象者) 介護保険給付対象者及び予防給付対象者
 (収 入) 6,900,000円(介護報酬、利用者一部負担金、食費、自己負担金)
 (支 出) 6,347,532円(人件費3,840,000円、法定福利費1,228,800円、福利厚生費13,200円、旅費交通費210,000円、通信費72,000円、賃借料158,112円、地代家賃600,000円、保険料93,420円、修繕費6,000円、消耗品費12,000円、広告宣伝費60,000円、支払手数料18,000円、研修費12,000円、支払利息24,000円)

2. (事業名) 介護保険法に基づく訪問介護事業「希庵」
 (内 容) 日常生活における支援を必要とする高齢者を対象とし、ご自宅へ訪問し生活支援及び身体介護を行い、介護負担の軽減を図ると共に、他の事業者や地域住民とともに利用者及び家族の地域生活支援を行う。
 (実施場所) 大阪府大阪市北区大淀南三丁目7番12大淀南ミュージアビル402号
 (実施日時) 月から金曜日 8時30分から17時30分まで
 (事業の対象者) 介護保険給付対象者及び予防給付対象者
 (収 入) 38,660,000円(介護報酬、利用者一部負担金、食費、自己負担金)
 (支 出) 16,526,212円(人件費10,500,000円、法定福利費2,415,000円、福利厚生費35,000円、旅費交通費584,000円、通信費36,000円、接待交際費360,000円、賃借料538,392円、地代家賃1,138,080円、保険料289,740円、水道光熱費240,000円、修繕費60,000円、車輛費60,000円、消耗品費60,000円、支払手数料18,000円、諸会費12,000円、研修費24,000円、雑費24,000円、食材費60,000円、支払利息72,000円)

(11) 第2種社会福祉事業における事業。

1. (事業名) 大阪市地域子育て支援拠点事業(ひろば型)「みつるポケット」
 (内 容) 就学前の親子を対象に子育ての交流の場を提供し、情報を発信して、子育て中の親に支援を行う。
 (実施場所) 大阪府大阪市北区大淀中五丁目2番8号
 (実施日時) 月、火、水、金、土、第4週目のみ月～金
 9:00～14:00 親子広場、講座、地域イベント
 (事業の対象者) 0歳から3歳(就園前)の子どもとその保護者
 (収 入) 5,391,000円(大阪市地域子育て支援拠点事業委託金)
 1,176,000円(大阪市地域子育て支援拠点事業賃料補助金)
 (支 出) 6,567,000円(人件費4,000,000円、法定福利費200,000円、旅費交通費250,000円、通信費35,000円、地代家賃1,176,000円、保険料100,000円、修繕費50,000円、水道光

熱費80,000円、消耗品費200,000円、謝金80,000円、支払手数料290,000円、諸会費20,000円、支払利息86,000円)

2. (事業名) 大阪市地域子育て支援拠点事業(ひろば型)「ふじまめっこルーム」
(内 容) 就学前の親子を対象に子育ての交流の場を提供し、情報を発信して、子育て中の親に支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市福島区海老江1丁目10番2号
(実施日時) 月、火、水、木、金
9:00~14:00 親子広場、講座、地域イベント
(事業の対象者) 0歳から3歳(就学前)の子どもとその保護者
(収 入) 5,391,000円(大阪市地域子育て支援拠点事業委託金)
1,200,000円(大阪市地域子育て支援拠点事業賃料補助金)
1,592,000円(地域支援実施加算)
(支 出) 8,183,000円(人件費4,400,000円、法定福利費670,000円、旅費交通費350,000円、通信費50,000円、地代家賃1,500,000円、保険料100,000円、水道光熱費120,000円、消耗品費400,000円、謝金150,000円、支払手数料300,000円、諸会費35,000円、支払利息108,000円)
3. (事業名) 大阪市一時預かり事業「まめっこ」
(内 容) 保育などを利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する為の支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所などにおいて児童を一時的に預かることで、安心して子育てが出来る環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
(実施場所) 大阪府大阪市北区大淀中一丁目16番13号 光満寺内みつる会館1階
(実施日時) 月から金曜日 8時30分から16時30分まで(延長1時間まで)
(事業の対象者) 概ね6ヶ月から6歳(就学前)の子ども
(収 入) 12,100,000円(大阪市特定教育・保育施設等運営補助金)
1,200,000円(大阪市特定教育・保育施設等賃料補助金)
6,800,000円(利用者一部負担金)
(支 出) 20,100,000円(人件費13,000,000円、法定福利費2,090,000円、福利厚生費100,000円、旅費交通費660,000円、通信費220,000円、賃借料200,000円、地代家賃2,400,000円、保険料100,000円、修繕費20,000円、水道光熱費310,000円、消耗品費350,000円、広告宣伝費20,000円、支払手数料300,000円、諸会費10,000円、食材費200,000円、支払利息120,000円)
4. (事業名) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)そらまめ
(内 容) 0歳6ヶ月から3歳未満の乳幼児を対象に、健全な発達支援と保護者の育児負担軽減を目的として実施する。児童福祉法第34条の16に基づき、個別支援計画に基づく柔軟な対応と地域連携を基本方針とする。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方

	やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭に対して支援する。
(実施場所)	大阪府大阪市北区大淀中一丁目16番13号 光満寺内みつる会館2階
(実施日時)	月から金曜日 8時30分から16時30分まで(延長1時間まで)
(収 入)	4,000,000円(こども誰でも通園制度にかかる委託料)
	2,000,000円(こども誰でも通園制度にかかる賃料補助金)
	1,240,000円(利用者一部負担金)
(支 出)	7,240,000円(人件費3,900,000円、法定福利費100,000円、旅費交通費180,000円、賃借料51,200円、地代家賃2,000,000円、保険料100,000円、修繕費150,000円、消耗品費600,000円、支払手数料50,000円、雑費35,800円、食材費70,000円、支払利息3,000円)

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人 樹

I 事業期間

2026年4月1日～2027年3月31日

II 事業の実施方針

特定非営利活動に係る事業については、介護保険の指定事業者としての活動を中心に、認知症対応型通所介護事業及び訪問介護事業を行う。

子育て支援事業については、地域子育て支援拠点事業及び、一時預かり事業、こども誰でも通園制度を行う。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(5) 地域福祉活動の推進及び人材の育成、並びに情報の発信に係る事業。

1. (事業名) 野田地域交流拠点づくり事業「サロンななとこ庵」
(内 容) 地域住民がななとこ庵に集い、この拠点施設においてサロン事業等を行うことによって地域住民の地域生活支援におけるサポートネットワークを構築する。
(実施場所) 大阪府大阪市福島区野田二丁目9番6号
(実施日時) 日曜日を除く 9時から17時まで
(事業の対象者) 地域住民及び会員
(収 入) 80,000円(会費20,000円、入浴支援60,000円)
(支 出) 826,000円(通信運搬費10,000円、接待交際費80,000円、地代家賃600,000円、消耗品費70,000円、支払手数料40,000円、諸会費13,000円、雑費13,000円)

2. (事業名) 地域子育てサロン「みつるサロン」(現在、休止中)
(内 容) サークルやスキルのあるママのための部屋貸し。
(実施場所) 大阪府大阪市北区大淀中五丁目2番8号
(実施日時) 月、火、水、金、土、第4週目のみ月～金曜日 12時から12時30分まで
(事業の対象者) 子育て中の親子

(7) 介護保険法による地域密着型サービスの事業。

1. (事業名) 介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業「ななとこ庵」
(内 容) 認知症高齢者が実施場所に通所してもらい、日常生活上の世話をを行い、家族の介護負担の軽減を図ると共に、他の事業者や地域住民とともに利用者及び家族の地域生活支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市福島区野田二丁目9番6号
(実施日時) 日曜日を除く 8時30分から17時30分まで(延長あり)
(事業の対象者) 介護保険給付対象者及び予防給付対象者
(収 入) 46,200,000円(介護報酬、利用者一部負担金、食費、自己負担金)
(支 出) 34,932,000円(人件費17,300,000円、法定福利費5,800,000円、福利厚生費60,000円、旅費交通費1,350,000円、通信費210,000円、接待交際費360,000円、賃借料1,810,000円)

2,000円、地代家賃3,000,000円、保険料400,000円、水道光熱費780,000円、修繕費200,000円、車輛費660,000円、消耗品費600,000円、租税公課80,000円、広告宣伝費100,000円、支払手数料240,000円、諸会費60,000円、研修費120,000円、雑費120,000円、食材費1,560,000円、支払利息120,000円)

2. (事業名) 介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業「だいち庵」
(内 容) 認知症高齢者が実施場所に通所してもらい、日常生活上の世話をを行い、家族の介護負担の軽減を図ると共に、他の事業者や地域住民とともに利用者及び家族の地域生活支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市福島区鷺洲4丁目5番12号
(実施日時) 月曜日から金曜日 8時から18時まで(延長あり)
(事業の対象者) 介護保険給付対象者及び予防給付対象者
(収 入) 42,000,000円(介護報酬、利用者一部負担金、食費、自己負担金)
(支 出) 33,326,000円(人件費17,100,000円、法定福利費5,750,000円、福利厚生費55,000円、旅費交通費720,000円、通信費180,000円、接待交際費360,000円、賃借料1,560,000円、地代家賃2,212,000円、保険料600,000円、水道光熱費960,000円、修繕費150,000円、車輛費900,000円、消耗品費581,000円、広告宣伝費100,000円、支払手数料360,000円、諸会費60,000円、研修費120,000円、雑費118,000円、食材費1,320,000円、支払利息120,000円)
3. (事業名) 介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業「ひなき庵」
(内 容) 認知症高齢者が実施場所に通所してもらい、日常生活上の世話をを行い、家族の介護負担の軽減を図ると共に、他の事業者や地域住民とともに利用者及び家族の地域生活支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市西淀川区姫島5丁目16番17号ソルジュ1階
(実施日時) 月曜日から金曜日 8時から18時まで(延長あり)
(事業の対象者) 介護保険給付対象者及び予防給付対象者
(収 入) 39,900,000円(介護報酬、利用者一部負担金、食費、自己負担金)
(支 出) 31,541,000円(人件費14,700,000円、法定福利費4,940,000円、福利厚生費55,000円、旅費交通費720,000円、通信費180,000円、接待交際費360,000円、賃借料1,872,000円、地代家賃3,964,000円、保険料420,000円、水道光熱費840,000円、修繕費150,000円、車輛費660,000円、消耗品費300,000円、広告宣伝費100,000円、支払手数料420,000円、諸会費60,000円、研修費60,000円、雑費120,000円、食材費1,560,000円、支払利息60,000円)

(8) 介護保険法による大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)及び大阪市通所型サービス(第1号通所事業)の事業。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業。

1. (事業名) 介護保険法に基づく訪問介護事業「ななとこ庵ヘルパーステーション」
(内 容) 日常生活における支援を必要とする高齢者を対象とし、ご自宅へ訪問し生活支援及び身体介護を行い、介護負担の軽減を図ると共に、他の事業者や地域住民とともに利用者及び家族の地域生活支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市福島区野田二丁目9番6号
(実施日時) 月から金曜日 9時から18時まで
(事業の対象者) 介護保険給付対象者及び予防給付対象者
(収 入) 6,900,000円(介護報酬、利用者一部負担金、食費、自己負担金)
(支 出) 6,463,000円(人件費3,840,000円、法定福利費1,290,000円、福利厚生費15,000円、旅費交通費210,000円、通信費72,000円、賃借料160,000円、地代家賃600,000円、保険料100,000円、修繕費10,000円、消耗品費12,000円、広告宣伝費100,000円、支払手数料18,000円、研修費12,000円、支払利息24,000円)
2. (事業名) 介護保険法に基づく訪問介護事業「希庵」
(内 容) 日常生活における支援を必要とする高齢者を対象とし、ご自宅へ訪問し生活支援及び身体介護を行い、介護負担の軽減を図ると共に、他の事業者や地域住民とともに利用者及び家族の地域生活支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市北区大淀南三丁目7番12大淀南ミュージアビル402号
(実施日時) 月から金曜日 8時30分から17時30分まで
(事業の対象者) 介護保険給付対象者及び予防給付対象者
(収 入) 38,700,000円(介護報酬、利用者一部負担金、食費、自己負担金)
(支 出) 17,767,000円(人件費10,500,000円、法定福利費3,526,000円、福利厚生費35,000円、旅費交通費600,000円、通信費36,000円、接待交際費360,000円、賃借料540,000円、地代家賃1,140,000円、保険料300,000円、水道光熱費240,000円、修繕費60,000円、車輛費60,000円、消耗品費60,000円、広告宣伝費100,000円、支払手数料18,000円、諸会費12,000円、研修費24,000円、雑費24,000円、食材費60,000円、支払利息72,000円)

(11) 子育て支援及び一時預かり事業。

1. (事業名) 大阪市地域子育て支援拠点事業(ひろば型)「みつるポケット」
(内 容) 就学前の親子を対象に子育ての交流の場を提供し、情報を発信して、子育て中の親に支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市北区大淀中五丁目2番8号
(実施日時) 月、火、水、金、土、第4週目のみ月～金
9:00～14:00 親子広場、講座、地域イベント
(事業の対象者) 0歳から3歳(就園前)の子どもとその保護者
(収 入) 5,391,000円(大阪市地域子育て支援拠点事業委託金)
1,176,000円(大阪市地域子育て支援拠点事業賃料補助金)
(支 出) 6,567,000円(人件費4,000,000円、法定福利費200,000円、旅費交通費250,000円、通信費35,000円、地代家賃1,176,000円、保険料100,000円、修繕費50,000円、水道光

熱費80,000円、消耗品費200,000円、謝金80,000円、支払手数料290,000円、諸会費20,000円、支払利息86,000円)

2. (事業名) 大阪市地域子育て支援拠点事業(ひろば型)「ふじまめっこルーム」
(内 容) 就学前の親子を対象に子育ての交流の場を提供し、情報を発信して、子育て中の親に支援を行う。
(実施場所) 大阪府大阪市福島区海老江1丁目10番2号
(実施日時) 月、火、水、木、金
9:00~14:00 親子広場、講座、地域イベント
(事業の対象者) 0歳から3歳(就園前)の子どもとその保護者
(収 入) 5,391,000円(大阪市地域子育て支援拠点事業委託金)
1,200,000円(大阪市地域子育て支援拠点事業賃料補助金)
(支 出) 6,591,000円(人件費3,400,000円、法定福利費400,000円、旅費交通費300,000円、通信費50,000円、地代家賃1,500,000円、保険料100,000円、水道光熱費100,000円、消耗品費240,000円、謝金80,000円、支払手数料300,000円、諸会費35,000円、支払利息86,000円)
3. (事業名) 大阪市一時預かり事業「まめっこ」
(内 容) 保育などを利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する為の支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所などにおいて児童を一時的に預かることで、安心して子育てが出来る環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
(実施場所) 大阪府大阪市北区大淀中一丁目16番13号 光満寺内みつる会館1階
(実施日時) 月から金曜日 8時30分から16時30分まで(延長1時間まで)
(事業の対象者) 概ね6ヶ月から6歳(就学前)の子ども
(収 入) 12,100,000円(大阪市特定教育・保育施設等運営補助金)
1,200,000円(大阪市特定教育・保育施設等賃料補助金)
6,800,000円(利用者一部負担金)
(支 出) 20,100,000円(人件費13,000,000円、法定福利費2,090,000円、福利厚生費150,000円、旅費交通費610,000円、通信費220,000円、賃借料200,000円、地代家賃2,400,000円、保険料100,000円、修繕費20,000円、水道光熱費310,000円、消耗品費350,000円、広告宣伝費20,000円、支払手数料300,000円、諸会費10,000円、食材費200,000円、支払利息120,000円)
4. (事業名) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)そらまめ
(内 容) 0歳6ヶ月から3歳未満の乳幼児を対象に、健全な発達支援と保護者の育児負担軽減を目的として実施する。児童福祉法第34条の16に基づき、個別支援計画に基づく柔軟な対応と地域連携を基本方針とする。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭に対して支援する。

(実施場所)	大阪府大阪市北区大淀中一丁目16番13号 光満寺内みつる会館2階
(実施日時)	月から金曜日 8時30分から16時30分まで(延長1時間まで)
(収 入)	6,000,000円(こども誰でも通園制度にかかる委託料) 1,900,000円(利用者一部負担金)
(支 出)	7,900,000円(人件費3,800,000円、法定福利費100,000円、旅費交通費180,000円、賃借料80,000円、地代家賃3,000,000円、保険料100,000円、修繕費50,000円、消耗品費300,000円、支払手数料50,000円、食材費120,000円、支払利息120,000円)

令和7年度 収支予算書

	樹	認知症通所介護①	認知症通所介護②	認知症通所介護③	訪問介護①	訪問介護②	そらまめ	まめっこ	みつるポケット	ふじまめこルーム	サロン福島
I 経常収益											
1 受取会費	0										
正会員受取会費	20,000										20,000
3 受取助成金等	0										
受取助成金	26,882,000						4,000,000	12,100,000	5,391,000	5,391,000	
受取補助金	7,168,000						2,000,000	1,200,000	1,176,000	2,792,000	
4 事業収益	0										
介護事業収益	173,660,000	46,200,000	42,000,000	39,900,000	6,900,000	38,660,000					
処遇改善加算	0										
5 その他収益	0										
事業収益	0										
雑収入	8,100,000						1,240,000	6,800,000			60,000
合計	215,830,000	46,200,000	42,000,000	39,900,000	6,900,000	38,660,000	7,240,000	20,100,000	6,567,000	8,183,000	80,000
II 経常費用											
1 事業費											
1) 人件費											
給与手当	88,740,000	17,300,000	17,100,000	14,700,000	3,840,000	10,500,000	3,900,000	13,000,000	4,000,000	4,400,000	
賞与手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法定福利費	22,415,800	5,536,000	5,472,000	4,704,000	1,228,800	2,415,000	100,000	2,090,000	200,000	670,000	
福利厚生費	318,200	60,000	55,000	55,000	13,200	35,000	0	100,000	0	0	
小計	111,474,000	22,896,000	22,627,000	19,459,000	5,082,000	12,950,000	4,000,000	15,190,000	4,200,000	5,070,000	
2) その他経費											
旅費交通費	5,024,000	1,350,000	720,000	720,000	210,000	584,000	180,000	660,000	250,000	350,000	0
通信運搬費	982,500	204,000	180,000	180,000	72,000	36,000	0	220,000	35,000	50,000	5,500
接待交際費	2,360,000	1,200,000	360,000	360,000	0	360,000	0	0	0	0	80,000
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃借料	6,191,104	1,812,000	1,560,000	1,871,400	158,112	538,392	51,200	200,000	0	0	0
地代家賃	18,590,000	3,000,000	2,211,960	3,963,960	600,000	1,138,980	2,000,000	2,400,000	1,176,000	1,500,000	600,000
保険料	2,119,300	360,000	600,000	376,140	93,420	289,740	100,000	100,000	100,000	100,000	0
水道光熱費	3,270,000	720,000	960,000	840,000	0	240,000	0	310,000	80,000	120,000	0
修繕費	730,000	180,000	120,000	144,000	6,000	60,000	150,000	20,000	50,000	0	0
車輦費	2,100,000	600,000	840,000	600,000	0	60,000	0	0	0	0	0
消耗品費	3,173,000	600,000	581,000	300,000	12,000	60,000	600,000	350,000	200,000	400,000	70,000
保健衛生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸謝金	230,000	0	0	0	0	0	0	0	80,000	150,000	0
租税公課	74,800	73,800	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
広告宣伝費	110,000	0	30,000	0	60,000	0	0	20,000	0	0	0
支払手数料	2,036,720	240,000	360,000	420,000	18,000	18,000	50,000	300,000	290,000	300,000	40,720
諸会費	260,400	60,000	60,000	50,400	0	12,000	0	10,000	20,000	35,000	13,000
研修費	336,000	120,000	120,000	60,000	12,000	24,000	0	0	0	0	0
雑費	430,800	120,000	118,000	120,000	0	24,000	35,800	0	0	0	13,000
食材費	4,410,000	1,440,000	1,200,000	1,440,000	0	60,000	70,000	200,000	0	0	0
支払利息	713,000	120,000	120,000	60,000	24,000	72,000	3,000	120,000	86,000	108,000	0
小計	53,141,624	12,199,800	10,140,960	11,505,900	1,265,532	3,576,212	3,240,000	4,910,000	2,367,000	3,113,000	823,220
合計	164,615,624	35,095,800	32,767,960	30,964,900	6,347,532	16,526,212	7,240,000	20,100,000	6,567,000	8,183,000	823,220
=収益-費用	51,214,376	11,104,200	9,232,040	8,935,100	552,468	22,133,788	0	0	0	0	-743,220

令和8年度 収支予算書

	樹	認知症通所介護①	認知症通所介護②	認知症通所介護③	訪問介護①	訪問介護②	そらまめ	まめっこ	みつるポケット	ふじまっくホーム	サロン福島
I 経常収益											
1 受取会費	0										
正会員受取会費	20,000										20,000
3 受取助成金等	0										
受取助成金	28,882,000						6,000,000	12,100,000	5,391,000	5,391,000	
受取補助金	3,576,000							1,200,000	1,176,000	1,200,000	
4 事業収益	0										
介護事業収益	173,700,000	46,200,000	42,000,000	39,900,000	6,900,000	38,700,000					
処遇改善加算	0										
5 その他収益	0										
事業収益	0										
雑収入	8,760,000						1,900,000	6,800,000			60,000
合計	214,938,000	46,200,000	42,000,000	39,900,000	6,900,000	38,700,000	7,900,000	20,100,000	6,567,000	6,591,000	80,000
II 経常費用											
1 事業費											
1) 人件費											
給与手当	87,640,000	17,300,000	17,100,000	14,700,000	3,840,000	10,500,000	3,800,000	13,000,000	4,000,000	3,400,000	
賞与手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法定福利費	24,096,000	5,800,000	5,750,000	4,940,000	1,290,000	3,526,000	100,000	2,090,000	200,000	400,000	
福利厚生費	370,000	60,000	55,000	55,000	15,000	35,000	0	150,000	0	0	
小計	112,106,000	23,160,000	22,905,000	19,695,000	5,145,000	14,061,000	3,900,000	15,240,000	4,200,000	3,800,000	
2) その他経費											
旅費交通費	4,940,000	1,350,000	720,000	720,000	210,000	600,000	180,000	610,000	250,000	300,000	0
通信運搬費	993,000	210,000	180,000	180,000	72,000	36,000	0	220,000	35,000	50,000	10,000
接待交際費	1,520,000	360,000	360,000	360,000	0	360,000	0	0	0	0	80,000
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃借料	6,224,000	1,812,000	1,560,000	1,872,000	160,000	540,000	80,000	200,000	0	0	0
地代家賃	19,592,000	3,000,000	2,212,000	3,964,000	600,000	1,140,000	3,000,000	2,400,000	1,176,000	1,500,000	600,000
保険料	2,220,000	400,000	600,000	420,000	100,000	300,000	100,000	100,000	100,000	100,000	0
水道光熱費	3,310,000	780,000	960,000	840,000	0	240,000	0	310,000	80,000	100,000	0
修繕費	690,000	200,000	150,000	150,000	10,000	60,000	50,000	20,000	50,000	0	0
車輻費	2,280,000	660,000	900,000	660,000	0	60,000	0	0	0	0	0
消耗品費	2,713,000	600,000	581,000	300,000	12,000	60,000	300,000	350,000	200,000	240,000	70,000
保健衛生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸謝金	160,000	0	0	0	0	0	0	0	80,000	80,000	0
租税公課	80,000	80,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告宣伝費	520,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	0	20,000	0	0	0
支払手数料	2,036,000	240,000	360,000	420,000	18,000	18,000	50,000	300,000	290,000	300,000	40,000
諸会費	270,000	60,000	60,000	60,000	0	12,000	0	10,000	20,000	35,000	13,000
研修費	336,000	120,000	120,000	60,000	12,000	24,000	0	0	0	0	0
雑費	395,000	120,000	118,000	120,000	0	24,000	0	0	0	0	0
食料費	4,820,000	1,560,000	1,320,000	1,560,000	0	60,000	120,000	200,000	0	0	0
支払利息	808,000	120,000	120,000	60,000	24,000	72,000	120,000	120,000	86,000	86,000	0
小計	53,907,000	11,772,000	10,421,000	11,846,000	1,318,000	3,706,000	4,000,000	4,860,000	2,367,000	2,791,000	826,000
合計	166,013,000	34,932,000	33,326,000	31,541,000	6,463,000	17,767,000	7,900,000	20,100,000	6,567,000	6,591,000	826,000
=収益-費用	48,925,000	11,268,000	8,674,000	8,359,000	437,000	20,933,000	0	0	0	0	-746,000